

事業主様

突然このようなお手紙でご挨拶させていただき失礼いたします。この度は収集運搬業許可をお持ちの事業主様にこの書面をお送りさせていただいております。ご承知のとおり、廃掃法や建設リサイクル法の改正などにより新規申請・更新に向けていろいろお悩みのことと思います。現在、ご自身で申請書類を作成されていて、外部への代行申請をお考えでありましたら是非とも私達にお任せいただきたいと思いますと思っております。

行政書士浜田温平事務所

はまだ おんぺい

所長

濱田 温平

産業廃棄物処理業許可のお手伝いをいたします。

お困りではございませんか？



更新の期限が迫っている



書類を作成する時間がない



許可内容の変更を考えている

忙しくて更新や変更ができない方、煩雑な書類作成にかかる時間がない方、すでにお持ちの許可品目の変更を考えている方、新たに他の都道府県での取得をお考えの方…など、お困りごとがありましたらご相談ください。

＼ 書面をお送りしたお客様限定 ／

更新

通常 ~~¥82,500~~

¥66,000

収集運搬業許可にかかる弊所への報酬料

新規

通常 ~~¥104,500~~

¥85,800

収集運搬業許可にかかる弊所への報酬料

+ 許可申請料 新規 ¥81,000 / 更新 ¥73,000 (特管 ¥74,000)

産業廃棄物 処理業・処分業

積替保管や中間処理施設の許可
申請に実績のある私たちに
おまかせください



必要な書類などがわからない

お客様との打ち合わせで、必要事項をお聞きし、調査させていただきます。(無料)
もし、この段階で許可が不可能な場合には、費用は発生しません。

スケジュールングや住民説明会にも対応

行政との詳細な打ち合わせが必要となる場合があります、許可取得までのスケジュール管理等綿密な計画、「住民説明会」などが必要な場合も計画・運用をさせていただきます。

書類作成が面倒

必要書類については、お客様とのヒアリングの中でご提示いたします。申請書作成のために必要書類を確認しながら作業を進めさせていただきます。



行政書士浜田温平事務所が
全力でサポートします。



産業廃棄物専門の行政書士に一度ご相談
してみませんか？

当事務所の強みは、産業廃棄物収集運搬（積替え保管を含む）や、中間処理施設の許可申請に実績があります。産業廃棄物の処理については、処理業者だけでなく排出業者にも厳格に規制がされています。専門的な知識でお客様に最適なアドバイスをさせていただきますので安心してご相談ください。



行政書士浜田温平事務所

☎ 072-682-4489

大阪府高槻市真上町1-3-1

www.hamada-gyosei.com

